



野球及びソフトボール用胸部保護パッドの認定基準及び基準確認方法

(公 開 用)

野球及びソフトボール用胸部保護パッドの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的 この基準は、野球及びソフトボール用胸部保護パッドの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止することを目的とする。
2. 適用範囲 この基準は、野球及びソフトボールのボールが胸部に当たって心臓震盪に至るのを防止または低減するための野球及びソフトボール用胸部保護パッド（以下「保護パッド」という。）について適用する。
3. 形式分類 保護パッドの形式分類は、次のとおりとする。
 硬式野球用：硬式野球用ボールを使用する者を対象として設計・製造されたもの
 軟式野球用：軟式野球用ボールを使用する者を対象として設計・製造されたもの
 ソフトボール用：ソフトボール用ボールを使用する者を対象として設計・製造されたもの
4. 安全性品質 保護パッドの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	1. 保護パッドの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がないこと。 (2) ひび、割れ、まくれ、その他の強度を害する、使用上支障のある欠点がないこと。 (3) 外表面は、地面との摩擦が著しく大きくなるような材料で構成されており、また、凸部や段差がある場合には面取りを行うことなどによって引っかかりにくい構造であること。 (4) 外装が硬い材料である場合は、その端部には鋭い角がないこと。	


<p>2. 保護範囲</p>	<p>(5) 外装内表面の突起物は鋭い角がなく、硬い突起物はすべて保護詰物等によって身体に伝わる衝撃が集中しないようになっていること。</p> <p>(6) 外装外表面に取り付けられた硬い突出物は、外表面から 5mm 以上突き出していないこと。 ただし、着用性等を向上させるために必要となる硬い突出物にあつては、衝撃を受けたとき容易に外れるものであれば、この限りではない。</p> <p>(7) 外装外表面に突き出しているリベットの頭は 2mm 以上突き出していないこと。</p> <p>2. 保護パッドは、心臓が位置する胸部を中心とした保護範囲を十分に覆う構造であること。</p>	
----------------	---	--

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>3. 着用性能</p> <p>4. 衝撃吸収性</p>	<p>3. 保護パッドの着用性能は次のとおりとする。</p> <p>(1) 保護パッドは身体になじむ構造であって、かつ、保護パッドを着用することで、動作に著しい支障が生じないこと。</p> <p>(2) 保護パッドを着用したとき、動作により保護パッドが移動する場合にあっても保護範囲を十分に覆うこと。</p> <p>4. 衝撃吸収性試験を行ったとき衝撃力は表2に規定する衝撃力以下であること。また、このとき、局所的な片当たりがなく、身体に危害を与えるおそれのある鋭利な破損がないこと</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
5. 材料	<p>5. 保護パッドの材料は、次の性質を有するものとする。</p> <p>(1) 皮膚に接触する部分は、汗の影響によって脆化、膨潤、軟化等の変化が生じないものであること。</p> <p>(2) 皮膚に接触する部分の材料は、有害な影響を与えるおそれがないものであること。</p> <p>(3) 金属製部品は耐食性のもの、又は、メッキ、塗装等の防せい処理を施したものであること。</p>	
6. 付属品	<p>6. 付属品が取り付けられているものにあつては、保護パッドの使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	

5. 表示及び取扱説明書 保護パッドの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 形式分類又はその略</p> <p>(4) 使用開始年月と使用者を記載することができる欄</p> <p>(5) 使用を開始してから3年を経過した製品は使用しない旨</p> <p>(6) 大きな衝撃を受けた製品は使用しない旨</p> <p>(7) 保護パッドにより全ての傷害を防ぐことはできない旨</p> <p>(8) ボール等が胸部に当たって倒れ、意識がないときには、心肺蘇生法を施し、必要に応じて速やかに自動体外式除細動器（以下「AED」という）を活用し、併せて専門医による処置を受ける旨</p> <p>(9) AEDを使用する際には速やかに、かつ、落ち着いて適切に使用する旨</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明記すること。</p> <p>また、(1)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、(2)、(3)、(4)については安全警告認識  等を併記するなどしてより認識しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後必ず保管すること。</p> <p>(2) 用途にあった保護パッドを使用すること。</p> <p>(3) 使用する前には必ず保護パッドの各部に異状がないことを確認し、各部にき裂、破損、へこみ、大きな衝撃を受けた痕跡などの異状がある場合は使用しないこと。</p> <p>(4) 保護パッドを傷付けないように努めること。</p> <p>(5) SGマークの賠償制度は、保護パッドの欠陥により発生した人身事故に対する賠償制度である旨</p> <p>(6) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称及び電話番号</p>	